

不動産等の 公売広報

公売日 : 令和3年11月16日(火)

公売会場 : 大阪府咲洲庁舎41階 公売会場
(さきしまコスモタワー)
大阪市住之江区南港北1-14-16

参加執行機関 : ・大阪府域地方税徴収機構

大阪府、豊中市、泉大津市、貝塚市
守口市、和泉市、箕面市、羽曳野市
島本町

・大阪市、八尾市

目 次

不動産等公売のお知らせ	1
不動産等公売参加の手引	5
記載例	9
公売財産の明細	26

不動産等公売のお知らせ

「大阪府域地方税徴収機構・大阪市 不動産公売」
大阪府域地方税徴収機構・大阪市及び府内の市町は、不動産の公売を実施します。

買受けを希望される方は、ぜひご参加ください。

日 時 令和3年11月16日(火)

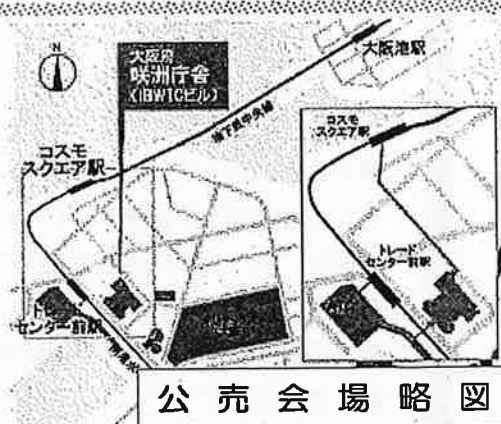
午前10時00分 開場

(※午前10時10分から事前説明)

公売会場 大阪府咲洲庁舎 41階 公売会場

(さきしまコスモタワー)

大阪市住之江区南港北1-14-16



★電車でお越しの場合

- Osaka Metro (旧大阪市営地下鉄) 中央線「コスモスクエア駅」
下車、南東へ約600メートル
- Osaka Metro (旧大阪市営地下鉄) 南港ポートタウン線「トレードセンター前駅」
下車、ATCビル直結(約100メートル)

★堺方面からお越しの方

南海線「堺駅」もしくは「堺東駅」発のバスが運行しています。

- 南海バスは南港線「ATC」停留所下車すぐ(約100メートル)

★車でお越しの方

咲洲庁舎の駐車場は有料です。詳細は、

府庁有料駐車場について (<https://www.pref.osaka.lg.jp/yodo/chuushajyou/index.html>) をご確認ください。

公売の方法	入札
公売保証金 提供	午前10時20分から午前11時20分まで (現金又は保証小切手) *小切手は大阪手形交換所に参加している銀行が振り出すものに限る。
入札時間	午前10時20分から午前11時50分まで
開札時間	午前11時51分
参加資格等	公売保証金の提供及び暴力団員等に該当しない旨の陳述をすれば、原則どなたでも参加できます。ただし、滞納者及び公売会場への入場、入札等を制限されている方は参加できません。 詳しくは、執行機関の公告をご覧ください。

※売却決定及び買受代金の納付は、令和3年12月7日(火)となり公売物件の執行機関ごとに行います。

※問い合わせ先は、公売物件一覧に記載しています。

その他、注意事項等も必ずお読みください。

注意事項

■公売に参加される方は、新型コロナウイルス感染拡大防止の取組にご協力をお願いします。

○マスクの着用をお願いします。

○手指消毒用のアルコールを設置しておりますので、会場に入る際にご利用をお願いします。

○大声での会話はお控えください。

○会場入口にて検温を実施しますので、ご協力をお願いします。なお、発熱等の症状のある場合には、参加を自粛いただきますようお願いいたします。

■公売に参加される方は、公売保証金及び※1本人確認書類、※2印鑑をご持参ください。

代理人が入札される場合には、あわせて代理権限を証する委任状及び委任者の※3印鑑証明書を
ご持参ください。

※1個人…住民票等、法人…登記事項証明書（商業・法人）（詳細は各自治体にご確認ください）

※2※3 入札書等への押印や印鑑証明書の要・不要は各自治体により異なりますので押印等の
取扱いについて（P.10）をご参照ください。

■入札をしようとする場合は、入札をされる方（法人の場合には、その役員）が暴力団員等に該当しない旨の陳述書を提出してください。また、入札される方が宅地建物取引業者又は債権回収業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書の写しを提出してください。

■公売に参加される方は、あらかじめ公売財産の現況、関係公簿等を確認した上で入札して下さい。

■執行機関は、公売財産の引渡義務を負いません。

■土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。

■公売を中止する物件もありますので、事前にご確認ください。

■入札開始時間の10分前までには公売場所に入場し、担当職員の説明を聞いてから入札してください。

☆☆☆公売の参加資格や物件等の詳細情報について☆☆☆
各自治体のホームページをご覧ください。

○大阪府域地方創生機構ホームページ <https://www.pref.osaka.lg.jp/chozeitaisaku/kikou/oshirase1.html>

○大阪府ホームページ <https://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/index.html>

○大阪市ホームページ <https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000545976.html>

○豊中市ホームページ https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/sizei/zei_topics/Koubai.html

○泉大津市ホームページ <https://www.city.izumiotsu.lg.jp/kakuka/somu/zeimu/osirase/1602134737837.html>

○貝塚市ホームページ https://www.city.kaizuka.lg.jp/kakuka/soumu/nouzei/topics/godo_koubai.html

○守口市ホームページ

<https://www.city.moriguchi.osaka.jp/kakukanoannai/somubu/nozeika/1633049577973.html>

○八尾市ホームページ <https://www.city.yao.osaka.jp/0000059853.html>

○和泉市ホームページ <https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/soumubu/kaisyuka/osirase/13658.html>

○箕面市ホームページ <https://www.city.minoh.lg.jp/somushuno/kobai20211116.html>

○羽曳野市ホームページ https://www.city.habikino.lg.jp/soshiki/soumu/zeimuka/shizei_nofu/2724.html

○島本町ホームページ

http://www.shimamotocho.jp/i//gyousei/kakuka/soumubu_sintaisei/zeimuka/zeikin/konbinisyuunou/1632802829218.html

公売物件一覧

大阪府域地方税徴収機構(本部)							
自治体名 公告番号等	売却区分番号	見積価額 (千円)	公売保証金 (千円)	所在	種別	土地面積 (公簿上:㎡)	建物面積 (公簿上:㎡)
大阪府 大阪府公告 第1572-2号	大阪府-1	31,750	3,200	奈良県生駒郡平群町大字櫛原965番ほか	山林・溜池・堤・原野	153,344	-
	大阪府-2	8,500	850	箕面市牧落五丁目737番10	宅地・居宅	80.72	71.24
問い合わせ先				大阪府域地方税徴収機構本部 電話 06-6210-9931			

大阪府域地方税徴収機構(北支部)							
自治体名 公告番号等	売却区分番号	見積価額 (千円)	公売保証金 (千円)	所在	種別	土地面積 (公簿上:㎡)	建物面積 (公簿上:㎡)
豊中市 豊中市告示 第530号	豊中-1	17,420	2,000	豊中市寺内一丁目168番の301	区分所有建物 (マンション)	-	81.89
守口市 守口市告示 第302号	守口-1	13,100	1,310	守口市神木町5番11ほか	宅地・居宅・車庫	75.89	124.2
箕面市 箕面市告示 第243号	箕面-1	39,430	4,000	箕面市桜井一丁目96番7ほか	宅地・居宅・診療所	170.81	184.66
島本町 島本町告示 第3号	島本-1	2,510	260	尼崎市杭瀬南新町四丁目328番	宅地・居宅	52.18	154.21 (持分1/5)
問い合わせ先				大阪府域地方税徴収機構北支部 電話 06-6131-0829(守口市、島本町) 06-6131-0828(豊中市、箕面市)			

大阪府域地方税徴収機構(南支部)							
自治体名 公告番号等	売却区分番号	見積価額 (千円)	公売保証金 (千円)	所在	種別	土地面積 (公簿上:㎡)	建物面積 (公簿上:㎡)
泉大津市 泉大津市告示 第232号	泉大津-1 (一括公売)	7,630	810	泉大津市池浦町五丁目449番	宅地・居宅	293.68	190.72
		400		泉大津市池浦町五丁目443番1	宅地	15.1	-
貝塚市 貝塚市告示 第226号	貝塚-1	7,070	710	貝塚市三ツ松1471番	田	1,523	-
	貝塚-2	1,240	130	貝塚市半田588番3	宅地・居宅	65.02	59.94
和泉市 和泉市告示 第305号	和泉-1	3,150	320	和泉市鶴山台三丁目1番31の47	区分所有建物 (マンション)	-	51.7
羽曳野市 羽曳野市告示 第306号	羽曳野-1	2,340	240	羽曳野市高鷲十丁目533番13	宅地・居宅	43.48	61.68
問い合わせ先				大阪府域地方税徴収機構南支部 電話 072-225-0391(貝塚市、和泉市) 072-225-0396(泉大津市) 072-225-0398(羽曳野市)			

大阪市							
自治体名 公告番号等	売却区分番号	見積価額 (千円)	公売保証金 (千円)	所在	種別	土地面積 (公簿上:㎡)	建物面積 (公簿上:㎡)
大阪市 大阪市公告 第65号	44-1	1,500	200	大阪市中央区淡路町一丁目17番地、18番地 (GSハイム船場)	車庫	—	59.33
問い合わせ先		大阪市財政局なんば市税事務所 収納対策担当 電話 06-4397-2914					
大阪市 大阪市公告 第65号	90-1	8,250	900	大阪市城東区関目四丁目4番地1 (メガロコープ関目)	宅地・居宅・物置 (マンション)	—	62.56
問い合わせ先		大阪市財政局税務部収納対策特別チーム 電話 06-4705-2191					
大阪市 大阪市公告 第65号	92-1	7,000	1,000	東大阪市徳庵本町1番地23 (東大阪スカイハイツ)	区分所有建物 (マンション)	—	63.47
問い合わせ先		大阪市財政局市債権回収対策室 市債権収納グループ 電話 06-4797-2894					

八尾市							
自治体名 公告番号等	売却区分番号	見積価額 (千円)	公売保証金 (千円)	所在	種別	土地面積 (公簿上:㎡)	建物面積 (公簿上:㎡)
八尾市 八尾市告示 第419号	八尾-1 (一括公売)	33,130	3,600	八尾市恩智北町一丁目373番	畑	475	—
		2,270		八尾市恩智北町一丁目373番地	居宅・店舗	—	251.32
問い合わせ先		八尾市財政部納税課整理係 電話 072-924-8523					

不動産等公売参加の手引

<p>公売参加資格</p>	<p>1. 公売保証金（次の「公売保証金」の項目参照）を提供すれば、原則どなたでも公売に参加することができます。</p> <p>ただし、公売場所への入場、入札等を制限されている者等（国税徴収法 第92条、第108条参照）は公売財産の買受人になることはできません。</p> <p>また、入札者は次のいずれにも該当しないことを陳述書により陳述しなければ入札することができません。（国税徴収法第99条の2）</p> <p>①入札者（法人の場合はその役員）が暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という）であること。</p> <p>②自己の計算において入札をさせようとする者（法人の場合はその役員）が暴力団員等であること。</p> <p>なお、提出された陳述書の内容については、指定許認可等を受けていることを証する書類の提出があった場合を除き、国税徴収法第106条の2に基づき、大阪府警に暴力団員等に該当するか否かについて、調査の囑託をします。</p> <p>2. 代理人が入札する場合には、代理権を証する委任状が必要です。</p> <p>また、法人の代表権限を有しない方（従業員など）がその法人のために 入札手続を行う場合にも、代表権限を証する委任状が必要です。</p> <p>なお、共同で入札する場合には、「共同入札申出書兼共同入札代表者届書」に全員の連署が必要（※）です。連署できない場合は委任状が必要となります。</p> <p>委任状は公売保証金の提供（納付）時に提出してください。</p> <p>（※）自治体によっては押印が必要な場合があります。</p> <p>3. 公売財産の買受人について、一定の資格その他の要件を必要とする場合があります。各執行機関の公告等で確認してください。</p>
<p>公売保証金</p>	<p>1. 公売保証金を提供した後でなければ入札できません。</p> <p>なお、公売保証金の金額については「公売財産の明細」（21ページから）の「公売保証金」の欄をご覧ください。</p> <p>2. 公売保証金は、現金又は銀行振出の小切手（一般線引小切手、支払先は持参人払で大阪手形交換所に参加している銀行等が振出すものに限る）で納付してください。</p>
<p>入札</p>	<p>1. 入札書に記載する住所（所在地）及び氏名（名称）は、個人の場合は住民基本台帳に記載されている住所地及び氏名を、法人の場合は、商業登記上の本店所在地及び名称（商号）を記載してください。</p> <p>なお、本人確認書類については事前に各執行機関に確認してください。</p> <p>2. 金額を訂正した入札書は無効となりますので、記載事項に誤りがある場合には新しい入札書を使用してください。</p> <p>なお、同一人が同一の売却区分番号について2枚以上の入札書を提出すると、その入札書はいずれも無効となります。</p> <p>3. 一度提出した入札書は、入札時間内であっても、引換え、変更又は取消しをすることができません。</p>

開 札	<p>入札書は、入札者の立会いのもとで開札します。</p> <p>ただし、入札者又はその代理人が開札の場所に参加しないときは、職員立会いのもとで開札します。</p>
最高価申込者の決定	<ol style="list-style-type: none"> 1 入札価額が見積価額以上で、かつ最高価額の入札者を最高価申込者（落札者）とします。 2 開札の結果、最高価額による入札者が2人以上ある場合（同額である場合は、これらの者の間で追加入札を行い、追加入札の最高価額がなお同額であるときは、くじで最高価申込者を決定します。 <p>なお、追加入札の価額は、当初の入札価額以上であることが必要です。</p> <p>当初の入札価額に満たない価額で追加入札をしたとき、又は追加入札をすべき者が入札しなかったときは、国税徴収法第108条の規定により公売場所への入場、入札等を制限することがありますので留意してください。</p>
次順位買受申込者の決定	<ol style="list-style-type: none"> 1 今回の公売は、次順位買受申込者の制度（国税徴収法第104条の2参照）を利用することができます。 2 最高価申込者の入札価額に次ぐ価額（見積価額以上で、かつ、最高の入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上である場合に限り）で入札した者から次順位による買受けの申込みがあるときは、その入札者を次順位買受申込者とします。 <p>なお、次順位による買受申込者が2人以上ある場合には、くじで次順位買受申込者を決定します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 次順位買受申込者の決定を受けた入札者は、最高価申込者が買受けの申込みを取り消した場合（「買受申込み等の取消し」の項参照）又は最高価申込者に対する売却決定が取り消された場合等（「売却決定の取消し等」の項参照）に限り、公売財産を買い受けることができます。
再 度 入 札	<p>開札の結果、入札者がいないとき、又は入札価額が見積価額に達しないときは、再度入札を行う場合があります。</p>
公 売 保 証 金 の 返 還	<ol style="list-style-type: none"> 1 最高価申込者及び次順位買受申込者以外の入札者が提供した公売保証金は、公売終了後に返還します。 2 公売保証金の返還に当たっては、公売保証金の金額が5万円以上で、返還を受ける者が営利法人又は個人営業者である場合は、受領書に200円の収入印紙が必要です。 3 次順位買受申込者が提供した公売保証金は、最高価申込者が買受代金を納付した後（次順位買受申込者に対して売却決定をすることがないと確定した後）に返還します。

<p>最高価申込者決定 または 次順位買受申込者決定 の取消し</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 最高価申込者または次順位買受申込者の決定の前後に係わらず、売却決定日時までに、滞納者が滞納金額を完納したときは、その申込者の決定を取り消します。 2 最高価申込者または次順位買受申込者が暴力団員等である、または、法人でその役員のうちに暴力団員等に該当するものがあると認める場合は、国税徴収法第108条第5項の規定によりその申込者の決定を取り消します。
<p>買受申込み等 の取消し</p>	<p>公売財産の換価について最高価申込者等の決定又は売却決定をした場合において、法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があったとき（地方税法第19条の7等参照）には、最高価申込者又は次順位買受申込者は、滞納処分の続行が停止している間は公売財産の買受申込みを取り消すことができます。</p>
<p>売却決定</p>	<p>公売公告に記載した日時に最高価申込者に対して売却決定を行います。</p> <p>ただし、国税徴収法第106条の2に規定する調査の囑託をした場合であって、公売公告に記載した日時までにその結果が明らかでないときは、売却決定期日はその結果が明らかになった日となります。</p> <p>なお、最高価申込者が買受けの申込みを取り消した場合等（「次順位買受申込者の決定」の項の3参照）における次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。</p>
<p>買受代金の納付 について</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 買受人は、売却決定後、各自治体の公売公告に記載した納付期限までに買受代金を現金又は小切手（一般線引小切手、支払先は持参人払で大阪手形交換所に参加している銀行等が振出すものに限る）により納付しなければなりません。 2 国税徴収法第106条の2に規定する調査の囑託をした場合であって、公売公告に記載した日時までにその結果が明らかでないときは、買受代金の納付日は変更されます。 3 次順位買受申込者が売却決定を受けた場合は、売却決定の日から起算して7日経過した日が納付期限となります。
<p>売却決定の 取消し</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 売却決定を受けた者が公売財産の買受代金を納付期限までに納付しないときは、その売却決定を取り消します。 2 売却決定に基づく買受代金を納付するときまでに、滞納者が滞納金額を完納したときは、その売却決定を取り消します。
<p>公売保証金の 帰属等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 最高価申込者又は次順位買受申込者で売却決定を受けた者が提供した公売保証金は、買受代金の一部に充当します。 2 買受人が、買受代金を納付期限までに納付しないことにより売却決定が取り消された場合は、その者の提供した公売保証金は滞納者の滞納税に充当します。 <p>なお、残余金があるときはこれを滞納者に交付します。</p>

<p>権 利 移 転 の 時 期 等</p>	<p>1 買受人は、買受代金の全額を納付したときに公売財産を取得します。 2 買受代金の全額を納付した後に生じた財産のき損、焼失等による損害は買受人が負担することになります。</p>
<p>権 利 移 転 に 伴 う 費 用</p>	<p>公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は、買受人の負担となります。</p>
<p>権 利 移 転 手 続</p>	<p>1 買受人は、買受代金の全額を納付した場合には、速やかに公売財産の権利移転の登記の請求をしてください。 2 権利移転の請求は、登録免許税その他の費用とともに権利移転登記請求書に、以下の書類等を添えて提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票（個人番号の記載がないもの）又は登記事項証明書（商業・法人）（代表者事項証明書を含む） ・市町村役場発行の固定資産評価証明書 ・登録免許税相当額の収入印紙又は当税納付済の領収証書 ・登記関係書類の送付に要する郵送料 ・その他、各執行機関の公売公告に記載している書類等（農地の場合の買受適格証明書など）
<p>そ の 他</p>	<p>1 公売財産の現況等を確認した上で入札してください。 2 執行機関は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等や引渡義務を負いません。 3 特段の事情（天災等）や国税徴収法第106条の2に規定する調査の囑託をした場合であって、公売公告に記載した日時までにその結果が明らかでないときは、売却決定日時及び買受代金納付期限を変更（延長）する場合がありますので、ご了承ください。</p>

記載例

※入札者等の押印の要・不要については、自治体により取扱いが異なりますので、次ページをご参照ください。

押印等の取扱いについて

自治体 様式名	大阪府	大阪市	豊中市	泉大津市	貝塚市	守口市	八尾市	和泉市	箕面市	羽曳野市	島本町	掲 載 ページ
公売保証金納付書 兼還付受領書	不要	不要	不要	不要	不要	不要	要	不要	不要	不要	要	11,13, 17
入札書	不要	不要	不要	不要	不要	不要	要	不要	不要	不要	要	12,14, 18
委任状（委任者）	要	要 <small>(法人の場合)</small>	要	要	要	要	要	要	要	要	要	15
委任状（受任者）	不要	不要	不要	不要	不要	不要	要	不要	不要	不要	要	15
委任状提出時の 委任者の印鑑証明	不要	不要	不要	不要	不要	不要	要	要	不要	不要	要	/
共同入札申出書 兼共同入札代表者届出書	要	不要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	16
公売保証金納付証明書	/	不要	/	/	/	/	/	/	/	/	/	19
陳述書	不要	不要	不要	不要	不要	不要	要	不要	不要	不要	要	20,21, 23

1 本人が入札する場合
 (1) 公売保証金の「納付書兼還付受領書」

令和 年 月 日			
課長			

納付する自治体にチェック

公売保証金納付書兼還付受領書
 (還付領収証書)

令和 3 年 11 月 16 日

- 大阪府
- 大阪市
- 豊中市
- 泉大津市
- 貝塚市
- 守口市
- 八尾市
- 和泉市
- 箕面市
- 羽曳野市
- 島本町

入札者

住所(所在地) ΔΔ市〇〇区〇〇1丁目10番30号
 フリガナ 〇〇 ● □
 氏名(名称) 〇〇 ● ● □ (印)

次の金額を公売保証金として提供します。

個人の場合は住民票等、
 法人の場合は商業登記上の住所・
 氏名(名称)を記載してください

金額はアラビア数字で記載し、
 頭部は¥でとめてください

この箇所は、職員が記載します

この番号は誤りのないように記
 載してください

額								受入印
億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
			¥	〇	〇	〇	〇	〇
第 号					売却区分番号			
国税徴収法第100条による公売保証金								

なお、売却決定の場合は、買受代金に充ててください。

上記金額を公売保証金として納付しましたが、還付を受けたので受領しました。

令和 年 月 日

収入
 印紙

住所(所在地)

フリガナ
 氏名(名称)

(印)

(2) 入札書 (本人)

売却決定決議書

令和 年 月 日

課長				

最高価申込者に対し、売却決定します。

落札決議書

令和 年 月 日

課長				

- 1: 最高価申込者として決定する。
- 2: 次順位買受申込者として決定する。
- 3: 他に最高価申込者がある。
- 4: 見積価額に達しない。

入札する自治体にチェック

入 札 書

- 大阪府
- 大阪市
- 豊中市
- 泉大津市
- 貝塚市
- 守口市
- 八尾市
- 和泉市
- 箕面市
- 羽曳野市
- 島本町

令和3年11月16日

個人の場合は住民票等
法人の場合は商業登記上
の住所・氏名(名称)を記載してください

入 札 者	住(居)所 (所在地) <small>フリガナ</small>	△△市○○区●●1丁目10番30号
	氏名 (名称)	□□ ●○○ (印)
代 理 人	住(居)所 (所在地) <small>フリガナ</small>	
	氏名 (名称)	(印)

●●第 ●●号に基づいて次のとおり入札します。

番号等は誤りのないように記載してください

書き損じた場合は新たな用紙を請求してください

売却区分番号	公売財産の名称・数量	入 札 価 額								
		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
				¥	○	○	○	○	○	○

この欄は分かる程度に記載してください

・はっきりと分かるようにアラビア数字で記載し、
頭部は¥でとめてください

- 注意事項
- 1 入札書は、売却区分の番号ごとにそれぞれ別紙にしてください。
 - 2 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
 - 3 代理人が入札する場合は、入札に先立って委任状を提出してください。
 - 4 入札価額はアラビア数字で明確に記載し、入札価額の頭部には「¥」を記載してください。
 - 5 公売財産の売却決定は、最高価申込者の入札価額をもって行います。
 - 6 書き損じたときは、訂正をしないで、新しい入札書を作成してください。
 - 7 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができません。
また、同一人が同一公売財産について2枚以上の入札書を提出した場合は、
いずれの入札書も無効なものとなります。

2 代理人が入札する場合
 (1) 公売保証金の「納付書兼還付受領書」

令和 年 月 日			
課長			

納付する自治体にチェック

- 大阪府
- 八尾市
- 大阪市
- 和泉市
- 豊中市
- 箕面市
- 泉大津市
- 羽曳野市
- 貝塚市
- 島本町
- 守口市

公売保証金納付書兼還付受領書
 (還付領収証書)

入札者欄に本人及び代理人の住所
 氏名を2段に分けて記載してください

本人住所(所在地) △△市○○区●●1丁目10番30号

フリガナ
 代理人氏名(名称) △△市○○区●●1丁目1番1号 (印)

令和 3 年 11 月 16 日

次の金額を公売保証金として提供します。

個人の場合は住民票等、
 法人の場合は商業登記上の住所・
 氏名(名称)を記載してください

金額はアラビア数字で記載し、
 頭部は¥でとめてください

この箇所は、職員が記載します

この番号は限りのないよう
 に記載してください

額								受入印
億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
¥ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○								
第 号				売却区分番号				号
国税徴収法第100条による公売保証金								

なお、売却決定の場合は、買受代金に充ててください。

上記金額を公売保証金として納付しましたが、還付を受けたので受領しました。

令和 年 月 日

収入
 印紙

住所(所在地)

フリガナ
 氏名(名称)

(印)

(2) 入札書 (代理人)

売却決定決議書

令和 年 月 日

課長				

最高価申込者に対し、売却決定します。

落札決議書

令和 年 月 日

課長				

1. 最高価申込者として決定する。
2. 次順位買受申込者として決定する。
3. 他に最高価申込者がある。
4. 見積価額に達しない。

入札する自治体にチェック

入 札 書

- 大阪府
- 大阪市
- 豊中市
- 泉大津市
- 貝塚市
- 守口市
- 八尾市
- 和泉市
- 箕面市
- 羽曳野市
- 島本町

令和3年11月16日

個人の場合は住民票等
法人の場合は商業登記上
の住所・氏名(名称)を記載してください

入 札 者	住(居)所 (所在地) <small>フリガナ</small>	△△市〇〇区〇●1丁目10番30号
	氏名 (名称)	□□ ●〇〇 (印)
代 理 人	住(居)所 (所在地) <small>フリガナ</small>	△△市〇〇区〇□△1丁1番1号
	氏名 (名称)	〇〇● ●□ (印)

●●第 ●●号に基づいて次のとおり入札します。

番号等は誤りのないように記載してください

書き損じた場合は新たな用紙を請求してください

売却区分番号	公売財産の名称・数量	入 札 価 額										
		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円		
					¥	〇	〇	〇	〇	〇	〇	

この欄は分かる程度に記載してください

・はっきりと分かるようにアラビア数字で記載し
頭部は¥でとめてください

- 注意事項
- 1 入札書は、売却区分の番号ごとにそれぞれ別紙にしてください。
 - 2 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
 - 3 代理人が入札する場合は、入札に先立って委任状を提出してください。
 - 4 入札価額はアラビア数字で明確に記載し、入札価額の頭部には「¥」を記載してください。
 - 5 公売財産の売却決定は、最高価申込者の入札価額をもって行います。
 - 6 書き損じたときは、訂正をしないで、新しい入札書を作成してください。
 - 7 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができません。
また、同一人が同一公売財産について2枚以上の入札書を提出した場合は、
いずれの入札書も無効なものとなります。

3 「委任状」 (文例)

令和 年 月 日

委任状

- 大阪府
- 八尾市
- 大阪市
- 和泉市
- 豊中市
- 箕面市
- 泉大津市
- 羽曳野市
- 貝塚市
- 島本町
- 守口市

委任者 住所または所在地 △△市〇〇区〇●1丁目10番30号
フリガナ
氏名または名称 □□ ●〇〇 ㊟
(代表者)

私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

受任者 住所または所在地 △△市〇〇区〇●1丁目1番1号
フリガナ
氏名または名称 ○〇● ●□ ㊟
(代表者)

記

なるべく具体的に記載してください。

1 次の公売財産の入札手続きに関する権限

令和3年11月16日 公売

●●市公告第●●号 売却区分番号●●-●●に係る公売財産

2 上記公売財産の公売保証金の提供および返還受領に関する権限

3 上記1及び2に付帯する一切の権限

(注)

- 1 委任状には、必ず委任者及び受任者の印鑑を押印してください。個人の場合は本人の印鑑、法人の場合は代表者の印鑑を押印してください。
- 2 法人の場合は、氏名または名称欄に法人名・代表者の資格及び代表者名を必ず併記してください。
- 3 委任者が個人の場合は住民票（個人番号の記載がないもの）など、法人の場合は登記事項証明書（商業・法人）などをあわせて提出してください。

4 共同代表者が入札する場合

(1) 「共同入札申出書兼共同入札代表者届出書」

届出書を出す自治体にチェック	この箇所は職員が記載します	この番号は誤りのないように記載してください
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 第 号 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 売却区分番号 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> — </div>

共同入札申出書兼 共同入札代表者届出書

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 大阪府 | <input type="checkbox"/> 八尾市 |
| <input type="checkbox"/> 大阪市 | <input type="checkbox"/> 和泉市 |
| <input type="checkbox"/> 豊中市 | <input type="checkbox"/> 箕面市 |
| <input type="checkbox"/> 泉大津市 | <input type="checkbox"/> 羽曳野市 |
| <input type="checkbox"/> 貝塚市 | <input type="checkbox"/> 島本町 |
| <input type="checkbox"/> 守口市 | |

上記の公売に係る物件の入札にあたり、次のとおり共同入札いたします。

なお、^{フリガナ}(氏名)を共同入札代表者に定めましたのでお届けします。

共同入札代表者の氏名を記載してください

- ・個人の場合は住民票等の住所、氏名を記載してください
- ・法人の場合は商業登記上の住所、氏名（名称）を記載してください

令和 年 月 日

共同入札者

住 所	フリガナ 氏 名	持分	印 鑑	電 話 番 号	備 考
△△市〇〇区〇●1丁目10番30号	□□ ●〇〇	1/2	Ⓜ	06-0000-0000	共同入札代表者
△△市〇〇区〇●1丁目1番1号	〇〇● ●□	1/2	Ⓜ	06-1111-1111	

- 共同入札者各人の住所及び氏名または名称を連署した上、各人の持分を記載してください。
なお、連署できない場合は代理権限を証する委任状を提出してください。
- 紙面不足のときは追加してください。

(3) 入札書 (共同)

売却決定決議書

令和 年 月 日

課長				

最高価申込者に対し、売却決定します。

落札決議書

令和 年 月 日

課長				

1. 最高価申込者として決定する。
2. 次順位買受申込者として決定する。
3. 他に最高価申込者がある。
4. 見積価額に達しない。

入札する自治体にチェック

入 札 書

- 大阪府 八尾市
 大阪市 和泉市
 豊中市 箕面市
 泉大津市 羽曳野市
 貝塚市 島本町
 守口市

令和3年11月16日

個人の場合は住民票等
法人の場合は商業登記上
の住所・氏名(名称)を記載してください

入 札 者	住(居)所 (所在地) <small>フリガナ</small>	△△市〇〇区〇●1丁目10番30号			
	氏名 (名称)	共同入札代表者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
代 理 人	住(居)所 (所在地) <small>フリガナ</small>				
	氏名 (名称)	(印)			

●●第 ●●号に基づいて次のとおり入札します。

番号等は誤りのないよう記載してください

書き損じた場合は新たな用紙を請求してください

売却区分番号	公売財産の名称・数量	入 札 価 額									
		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円	
					¥	○	○	○	○	○	○

この欄は分かる程度に記載してください

・はっきりと分かるようにアラビア数字で記載し
頭部は¥でとめてください

- 注意事項
- 1 入札書は、売却区分の番号ごとにそれぞれ別紙にしてください。
 - 2 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
 - 3 代理人が入札する場合は、入札に先立って委任状を提出してください。
 - 4 入札価額はアラビア数字で明確に記載し、入札価額の頭部には「¥」を記載してください。
 - 5 公売財産の売却決定は、最高価申込者の入札価額をもって行います。
 - 6 書き損じたときは、訂正をしないで、新しい入札書を作成してください。
 - 7 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができません。
また、同一人が同一公売財産について2枚以上の入札書を提出した場合は、
いずれの入札書も無効なものとなります。

5 公売保証金の「納付証明書」

入札する場合は、本人・代理人・共同入札代表者の別に係わらず、提出が必要です。

公売保証金納付証明書									
		百 万		千					円
¥	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大阪市公告第				○	○	号公売公告			
売却区分				○	○				
住所(所在地) 大阪市北区曽根崎1丁目1番20号									
氏名(名称) 大阪 太郎 様									
上記の金額を公売保証金として納付されたことを、証します。									
令和 年 月 日									
大阪市財政局税務部収税課									
分任出納員								(印)	

金額はアラビア数字で記載し、頭部は¥でとめる

この番号は本市で記載済

この番号は誤りのないように記載

公売保証金納付書兼運付受領書と同じ記載
※例は本人入札のとき

(注意)

- 1 金額は訂正しないでください。
- 2 金額はアラビア数字(123...)で記入してください。
- 3 金額の上位に止め印(¥)をしてください。

財収369-4

6 陳述書

●●市長 様

入札する自治体を記入してください。

陳述書（個人用）			
陳述書作成日	令和3年11月16日	公売公告に記載の番号を記載してください	
公告番号	〇〇市公告第〇〇号	売却区分番号	〇〇-1
陳述にあたっての注意事項 ※下記を確認のうえ、該当する□にチェックを入れてください。			
1 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」をいいます。			
2 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。（地方税法第71条の22、71条の63、72条の71、73条の39、74条の30、97条、144条の54、177条の2、177条の24、203条、288条、334条、376条、463条の30、485条の6、616条、701条の21、701条の68、国税徴収法第189条）			
陳述	<input type="checkbox"/>	私は暴力団員等ではありません。	
	<input type="checkbox"/>	私は暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において入札等の申出をする者ではありません。	
	<input type="checkbox"/>	自己の計算において私に入札等の申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において入札等を申出させようとする者に関する事項」記載のとおりです。 この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。	

該当する欄にチェックしてください。

入札者等	
住所	△△市〇〇区〇●1丁目10番30号
フリガナ	〇〇● ●□
氏名	〇〇● ●□
性別	■男性 □女性
生年月日	■昭和 □平成 ●●年 ●月 ●日 □西暦

住民票の住所、氏名を記載してください

※その他ご注意いただきたいこと

- 1 陳述書は売却区分番号ごとに別の用紙を用いてください。
- 2 公告番号及び売却区分番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。
- 3 本用紙は、入札者等が個人の場合のものです。法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。
また、入札者等に法定代理人がある場合（未成年者の親権者など）は、個人（法定代理人用）の用紙を用いてください。
- 4 共同入札の場合には、入札者等ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 5 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書（住民票等）を添付して、入札等をするまでに提出してください。提出がない場合、入札等を行うことができません。
- 6 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり正確に記載してください。
- 7 入札者等が宅地建物取引業者又は債権管理回収業者の場合には、その免許を受けていることを証明する文書の写しを提出してください。
- 8 自己の計算において入札等をさせようとする者（入札者等に資金を渡すなどして入札等をさせようとする者をいいます。）がある場合は、別添「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 9 提出後の陳述書及び添付書類（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。

●●市長 様

入札する自治体を記入してください。

陳述書 (法人の代表者用)

陳述書作成日	令和3年11月16日	公売公告に記載の番号を記載してください	
公告番号	〇〇市公告第〇〇号	売却区分番号	〇〇-1
陳述にあたっての注意事項 ※下記を確認のうえ、該当する口にチェックを入れてください。			
1 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」をいいます。 2 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。 (地方税法第71条の22、71条の63、72条の71、73条の39、74条の30、97条、144条の54、177条の2、177条の24、203条、288条、334条、376条、463条の30、485条の6、616条、701条の21、701条の68、国税徴収法第189条)			
陳述	<input type="checkbox"/>	当法人は暴力団員等が役員である法人ではありません。	
	<input type="checkbox"/>	当法人は暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において入札等をする者ではありません。	
	<input type="checkbox"/>	自己の計算において当法人に入札等をさせようとする者は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。 この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。	

該当する欄にチェックしてください。

入札者等	
法人の所在地	〒 〇〇〇〇 △△市〇〇区〇●1丁目10番30号
法人の名称	株式会社 〇〇 商業登記上の住所、名称、氏名を記載してください
フリガナ	〇〇● ●□
代表者氏名	〇〇● ●□ 印
役員	別紙「入札者等 (法人) の役員に関する事項」のとおり

※その他ご注意いただきたいこと

- 1 陳述書は売却区分番号ごとに別の用紙を用いてください。
- 2 公告番号及び売却区分番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。
- 3 本用紙は、入札者等が法人の場合のものです。個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 4 共同入札の場合には、入札者等ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 5 陳述書は、入札等をするまでに提出してください。提出がない場合、入札等を行うことができません。
- 6 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書 (代表者事項証明、全部事項証明等) のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札等が無効となる場合があります。
- 7 入札者等が宅地建物取引業者又は債権管理回収業者の場合には、その免許を受けていることを証明する文書の写しを提出してください。
- 8 自己の計算において入札等をさせようとする者 (入札者等に資金を渡すなどして入札等をさせようとする者をいいます。) がある場合は、別添「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 9 提出後の陳述書及び添付書類 (別紙を含む。) の訂正や追完はできません。

(別紙)

※該当する□にチェックを入れてください。

入札者等（法人）の役員に関する事項			
1 □代表者	住所	〒 _____	
	フリガナ		
	氏名		
	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	
	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 西暦	
2	住所	法人役員全員(代表取締役を含む)の住民票上の住所、氏名、生年月日、性別を記載してください	
	フリガナ		
	氏名		
	性別		<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日		<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 西暦
3	住所	〒 _____	
	フリガナ		
	氏名		
	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	
	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 西暦	
4	住所	〒 _____	
	フリガナ		
	氏名		
	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	
	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 西暦	

※その他ご注意いただきたいこと

- 1 入札者等が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 2 役員全員（代表者を含む。）の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札等が無効となる場合があります。
- 3 役員の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書（住民票等）の添付は不要です。
- 4 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 5 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

●●市長 様

入札する自治体を記入してください。

陳述書（個人（法定代理人）用）

陳述書作成日	令和3年11月16日	公売公告に記載の番号を記載してください	
公告番号	〇〇市公告第〇〇号	売却区分番号	〇〇-1
陳述にあたっての注意事項 ※下記を確認のうえ、該当する□にチェックを入れてください。			
1 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」をいいます。 2. 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。 （地方税法第71条の22、71条の63、72条の71、73条の39、74条の30、97条、144条の54、177条の2、177条の24、203条、288条、334条、376条、463条の30、485条の6、616条、701条の21、701条の68、国税徴収法第189条）			
陳述	<input type="checkbox"/>	本人は暴力団員等ではありません。	
	<input type="checkbox"/>	本人は暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において入札等の申出をする者ではありません。	
	<input type="checkbox"/>	自己の計算において私に入札等の申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において入札等を申出させようとする者に関する事項」記載のとおりです。 この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。	

該当する欄にチェックしてください。

		本人等	
本人	住所	△△市〇〇区〇●1丁目10番30号	
	フリガナ	〇〇● ●□	住民票の住所、氏名を記載してください
	氏名	〇〇● ●□	
	性別	■男性 □女性	
	生年月日	■昭和 □平成 ●●年 ●月 ●日 □西暦	
法定代理人	氏名	●○ ■■	

※その他ご注意いただきたいこと

- 1 陳述書は売却区分番号ごとに別の用紙を用いてください。
- 2 公告番号及び売却区分番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。
- 3 本用紙は、入札者等が個人の場合で、入札者等に法定代理人（未成年者の親権者など）がある場合のもので、法定代理人が複数いる場合には、法令代理人全員の記名押印が必要です。
- 4 共同入札の場合には、入札者等ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 5 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書（住民票等）並びに代理権を証する文書を添付して、入札等をするまでに提出してください。提出がない場合、入札等を行うことができません。
- 6 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり正確に記載してください。
- 7 入札者等が宅地建物取引業者又は債権管理回収業者の場合には、その免許を受けていることを証明する文書の写しを提出してください。
- 8 自己の計算において入札等をさせようとする者（入札者等に資金を渡すなどして入札等をさせようとする者をいいます。）がある場合は、別添「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 9 提出後の陳述書及び添付書類（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。

(別紙)

※該当する□にチェックを入れてください。

自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項		
□個人	住所	〒 _____
	フリガナ	
	氏名	入札者に資金を渡すなどして、入札をさせようとする個人や法人がある場合は、記入してください
	性別	
	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 <input type="checkbox"/> 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 <input type="checkbox"/> 西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日
□法人	所在地	〒 _____
□法人	名称	
	役員	別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」のとおり

※その他ご注意いただきたいこと

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、本書面の提出が必要です（複数いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。）。提出がない場合、入札等が無効となります。
- 2 自己の計算において入札等をさせようとする者が個人の場合は、その氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書（住民票等）の添付が必要です。提出がない場合、入札等が無効となる場合があります。
- 3 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人である場合は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」の添付が必要です。
- 4 （個人の場合）氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。
（法人の場合）名称及び所在地は、資格証明書（代表者事項証明、全部事項証明等）のとおり、正確に記載してください。
- 5 自己の計算において入札等をさせようとする者が宅地建物取引業者又は債権管理回収業者の場合には、その免許を受けていることを証明する文書の写しを提出してください。
- 6 提出後の本書面及び添付書類の訂正や追完はできません。

(別紙) ※該当する□にチェックを入れてください。

自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項			
1 □代表者	住所	〒 _____	
	フリガナ		
	氏名		
	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	
	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦	
2	住所	〒 _____	
	フリガナ		
	氏名		
	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	
	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦	
3	住所	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> 入札者に資金を渡すなどして、入札をさせようとする方が法人の場合は、その法人役員全員について記入してください </div>	
	フリガナ		
	氏名		
	性別		<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日		<input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦
4	住所	〒 _____	
	フリガナ		
	氏名		
	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	
	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦	

※その他ご注意いただきたいこと

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札等が無効となります。
- 2 役員全員（代表者を含む。）の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札等が無効となる場合があります。
- 3 役員の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書（住民票等）の添付は不要です。
- 4 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 5 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

公売財産の明細

島本町

公 告 号	公売物件一覧 に記載	売却区分 番 号	島本-1	見積価額	金 2,510,000 円
				公売保証金	金 260,000 円
公 売 財 産 の 表 示	<p>(土地の表示)</p> <p>所 在：尼崎市杭瀬南新町四丁目 地 番：328番 地 目：宅地 地 積：52.18㎡</p> <p>(主である建物の表示)</p> <p>所 在：尼崎市杭瀬南新町四丁目327番地 家屋番号：327番の5 種 類：居宅 構 造：木造瓦葺平家建 床 面 積：154.21㎡ 持 分：5分の1</p>				
	<p>1 公売財産の表示は、登記簿の表示によります。</p> <p>2 公売財産は、阪神本線及び阪神なんば線「大物」駅の北東約550m（道路距離）付近に位置します。</p> <p>3 土地は、間口約4m、奥行約14mの宅地（私道負担部分を含む）であり、東側で幅員約3mの未舗装の私道（建築基準法第42条第2項道路）と接道しています。当該私道のうち、約1.6mは公売財産の一部と考えられ、建物を再建築するためには、道路の中心から2mの道路後退が必要となります。</p> <p>4 建物は、連棟式で外観から登記簿の面積と現況に差異が確認できます。建物専有部分は残存部分の南側とみられ、屋根等は欠落しています。専有部分の切り離しや解体には、共有者の同意が必要になると考えられます。</p> <p>5 公売財産から公道への接続は、他人所有の私道を通行する必要があります。</p> <p>6 行政的条件 都市計画区分：市街化区域、用途地域：第一種住居地域 建ぺい率・容積率：60％・200％、防火地域：準防火地域 高度地区：第3種高度地区</p> <p>7 供給処理施設 上水道 整備済 下水道 公売財産内への引き込みを確認できず 都市ガス 整備済</p> <p>8 公売財産は、現在空き家と考えられ、建物内の調査は実施していません。</p> <p>9 動産の処理については、所有者と協議してください。</p> <p>10 境界は、隣接地所有者と協議してください。</p> <p>11 土壌汚染、アスベスト、PCB等に係る調査は行っていません。</p> <p>12 下見は随時行ってください。ただし、敷地内については、所有者等の許可を得た上で行ってください。</p> <p>13 住居表示：尼崎市杭瀬南新町四丁目9-43</p>				
公 売 条 件 等					

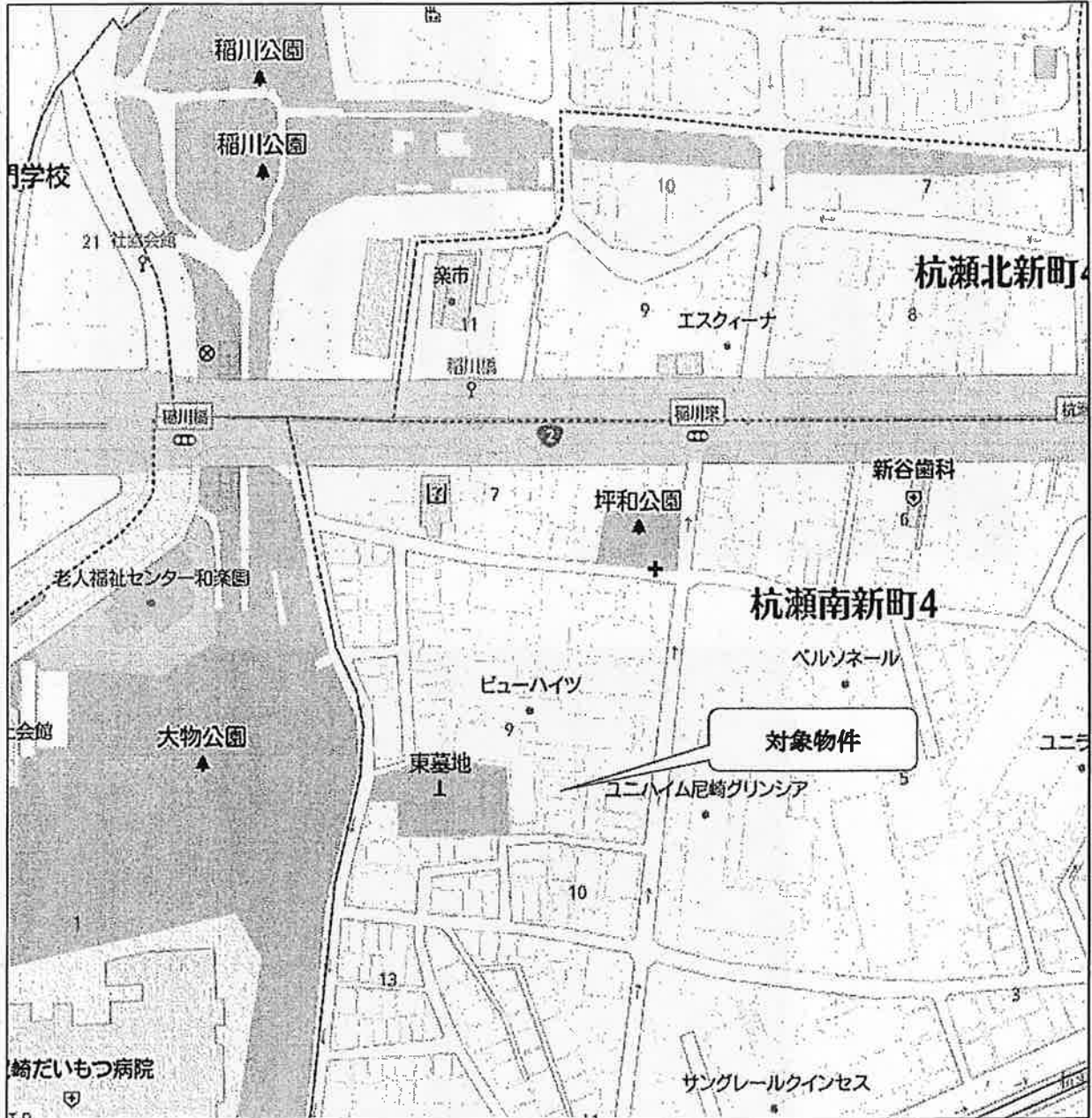
■公売物件に関するお問い合わせ先

大阪府域地方税徴収機構（北支部） 電話 06-6131-0829

売却区分番号

島本-1

所在図



売却区分番号

島本-1

写 真

